

議第29号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条・
第1章の2 一時保護施
第2条）
に、「第5節 事業所内保育事業（第21条
設（第2条の2～第2条の4）」
「第5節 事業所内保育事業（第21条・第22条）
・第22条）」を
第5章の2 乳児等通園支援事業（第22条の2～第22条の
7）」
に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 一時保護施設

（人権の擁護及び虐待の防止）

第2条の2 市長は、一時保護施設において、入所している児童の人権の擁
護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行
うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるも

のとする。

(地震に対する安全性の確保)

第2条の3 一時保護施設は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(その他の基準)

第2条の4 前2条に定めるもののほか、法第12条の4第2項の規定に基づき条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定める基準とする。

第4条の2中「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「」及び「」という。）」を削る。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 乳児等通園支援事業

(用語)

第22条の2 この章において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第22条の3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第22条の4 乳児等通園支援事業所の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団

員であってはならない。

- 2 乳児等通園支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第22条の5 乳児等通園支援事業所は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員)

第22条の6 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 第25条から第27条まで並びに附則第2項から第4項まで及び第6項に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例に定める基準（同条例第12条から第14条まで及び第17条から第19条までに定める基準を除く。）及び同条例の全部又は一部を改正する条例の附則に定める基準
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 第13条、第16条から第19条まで、第22条及び附則第6項に定める基準

(その他の基準)

第22条の7 第22条の3から前条までに定めるもののほか、法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準（府令第25条に定める基準を除く。）とする。

第28条中「施設が」の右に「第2条の3、」を、「第15条の2」の右に「第22条の5」を加える。

附則第3項前段中「平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）は」を「当分の間」に改める。

附則第4項本文中「特例期間に」を「当分の間、」に改める。

附則第6項中「本市は」の右に「、第2条の4」を、「第16条」の右に「、第22条の7」を加え、「関係省令」を「関係省令等」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の見出し中「関係省令」を「関係省令等」に改め、同項中「第5条」を「第2条の4、第5条」に改め、「第16条」の右に「、第22条の7」を、「経過措置は」の右に「、一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を、「、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の右に「、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を加え、「関係省令」を「関係省令等」に改め、「経過措置（」の右に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条第2項及び」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、前3項の規定による特例について、令和7年4月1日以後少なくとも5年ごとに、本市における保育の需給の状況及び当該特例の適用の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定並びに附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に本市の区域内に存する児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設及びこの条例の施行の際現に本市の区域内に存する同法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園又は児童福祉法第24条第2項

に規定する家庭的保育事業等を行う事業所であってこの条例の施行の日以後において同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う事業所（同日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。以下「施設等」という。）については、この条例による改正後の京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条の3及び第22条の5の規定にかかわらず、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、同条例第2条の3及び第22条の5の規定を適用しない。この場合において、当該施設等を管理する者は、これらの施設等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設及び乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める等の必要があるので提案する。